

平成21年2月26日

各 位

千葉県柏市十余二348番地
昭和ゴム株式会社
代表取締役 重田 衛

当社による当社取締役に対する訴訟提起の公告

当社は、当社取締役に対し訴訟提起をいたしました。つきましては会社法第849条第4項に基づき下記のとおり公告いたします。

記

1. 訴訟を提起した裁判所、年月日及び事件番号

千葉県地方裁判所松戸支部 平成20年6月18日 千葉県地方裁判所松戸支部 平成20年(ワ)第540号 損害賠償請求事件

千葉県地方裁判所松戸支部 平成20年6月24日 千葉県地方裁判所松戸支部 平成20年(ワ)第566号 損害賠償請求事件

2. 訴訟を提起した者(原告)

(1) 名 称: 昭和ゴム株式会社

(2) 本店所在地: 千葉県柏市十余二348番地

(3) 訴訟における代表者: 当社監査役(当時)山田剛夫

なお、山田剛夫は既に当社監査役を退任しており、現監査役である木村博道、堂野尚志、戸谷雅美が訴訟における代表者を引き継いでおります。

3. 訴訟提起の相手方(被告)

平成20年6月18日に提起した訴訟: 山口紀夫、重田衛、吉田正雄、石川正夫、佐藤一石、渡邊正

平成20年6月24日に提起した訴訟: 山口紀夫、重田衛、吉田正雄、石川正夫、佐藤一石、渡邊正、岡田桂治

4. 本訴訟の内容

(1) 平成20年6月18日に提起した訴訟

光ファイバー関連事業に関して、取締役の善管注意義務違反及び忠実義務違反を理由に9億8000万円の損害賠償を請求するものであります。

(2) 平成20年6月24日に提起した訴訟

輸入自動車の販売に関して、取締役の善管注意義務違反及び忠実義務違反を理由に11億8136万2186円の損害賠償を請求するものであります。

以 上